

Title	中国における社会・経済状況の変化が20世紀前半の中国学校教育に及ぼした影響
Sub Title	Effects of the change in the social and economical conditions in China on the school education during the first half of the 20th century
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1977
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.17, No.1 (1977. 12) ,p.69- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00170001-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国における社会・経済状況の変化が20 世紀前半の中国学校教育に及ぼした影響

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 学制公布の胎動
3. 新学制の公布（欽定学堂章程）
4. 奏定学堂章程
5. 壬子学制
6. 壬戌学制
7. 戊辰学制
8. 中国共産党治下
9. む す び

1. は じ め

社会はたえず変化しており、新しい社会状況はそれに適応する新しい人間を必要としている。新しい社会に適応する人間は新しい教育から生まれてくる。そのため、教育の時代的変遷は社会の時代的変革と関連している。学校教育が、この時代的変革の影響をどのようにうけているかを追及することにより時の為政者が教育に対してどのような考え方をしていたか、また、社会状況が教育に対して何を要求し、何を期待していたかを知ることが出来る。勿論、教育令の改訂について述べるには、その改訂の行なわれた時代の社会の動きについても触れなくてはならない。

本研究は、中国に学校教育令公布の動きの現れた19世紀末より、学校教育令が公布され、その教育令が社会・経済状況の転回によってどのように改められていったかについて、20世紀前半の約50年間について可能な限り実証的に研究しようとしたものである。

日本においては、明治維新以後各分野ともに中国に関する研究者は欧米に関する研究者に比較してはるかに少なく、教育に関しても例外ではない。数少ない中国教育研究者の専門領域は、古代・中世の儒教、書院、科挙、旧教育の学校関係が主である。通史としての中国教育史も明治以降8冊程刊行されているが、通史としての多賀秋五郎著「中国教育史」を除けば、い

(1)

* 慶應義塾大学体育研究所教授

ずれも本研究の範囲を含んでいない。

中国の学校教育に大きな影響を与えた教会学校（ミッションスクール）については平塚益徳の研究があるので、本研究においては教会学校に関することは論述を進める上の必要最少限にとどめた。⁽²⁾

中国においても中国教育史が何冊か刊行されているが、余書麟著「中國教育史」を除き刊行年⁽³⁾から本研究の全領域を含んでいない。余の著書は台湾移転以後に重点を置いている。

現在までに刊行されたものは中国、日本ともに通史として法令と教育界の動向についてのみ触れているもののみである。本研究においては、教育令が公布され実際に実施に移された際にどのような障害が存在したか、教育令を改訂する際の要因となった社会・政治状況の転回点は何か、また、実際に法令の定めた通りに実施されていたであろうか、という点を解明しようとするものである。

本研究は、近代学制公布の経緯から、「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」、「壬子学制」、「壬戌学制」「戊辰学制・民国学校法」の時期の教育について追及するものであり、あわせて中国共産党治下の教育についても言及するものである。

注 (1) 多賀秋五郎著「中国教育史」(昭和30年)、岩崎書店。

(2) 平塚益徳著「近代支那教育文化史—第三国對支教育活動を中心として—」(昭和17年)、目黒書店。

(3) 余書麟著「中國教育史上・下」(民国50年—1961年)、省立師範大学。

2. 学 制 公 布 の 胎 動

(1) 旧式学校と新式学校

「清史」巻108、志 83 に「新式学校の沿革は2期に分けられる。同治初年から光緒27年が無系統教育期であり、光緒27年から宣統末年までが有系統教育時代である。」とあるように中国の新式学校の設立は1862年（同治元年）である。⁽⁴⁾

新式学校が設立されるにいたった経緯について及川恒忠はその著「中國政治史」の中で政治の面から詳細に述べている。⁽⁵⁾

1840年（道光20年）にはじまった阿片戦争に敗れた清は南京条約によって開国したが、その後相次いで起こった西欧諸国との戦いにも敗れたため、西欧文明を取り入れて中国を近代化しなくてはならないとして新式学校の設立に乗り出し、1862年（同治元年）に外国語教育の機関としての同文館を北京に、1863年（同治2年）には広方言館を上海に、広州に同文館を設立した。続いて軍関係、工科系の教育機関として1866年（同治5年）から1897年（光緒23年）までの間に福建船政学堂を始めとして13の学校を設立したが、その間に設立された一般教育の学校は⁽⁶⁾
⁽⁷⁾
⁽⁸⁾

時務学堂、南洋公学の2校にすぎなかった。

軍関係の学校の設立に力を入れたのは、林則徐が「製礮は必ず其の利を求め、造船は必ず其の堅を求める必要がある。」⁽⁹⁾とされており、開国、外交の惨敗等は結局西洋人の堅甲利兵によってもたらされたものなので、西洋人から採用すべきものは精鋭な武器だけであるという考えからであった。当時の先覚者たちは外国から威力のある大砲、軍艦を買い求め、外国人から操作法を学び、兵器廠、造船所、軍関係の学校を設立しさえすれば強力な新中国の建設は成就しうると考えていた。⁽¹⁰⁾

また、これら一連の動きは、1860年（咸豊10年）頃から1894年（光緒20年）にかけて一部有力官僚が推進した軍事中心の近代化運動の洋務運動の実現化に他ならなかった。

王鳳喈編著「中國教育史」では「新教育の発展は2期に分けることが出来るがいずれも対外戦争の失敗が関係している。」と述べており、陳青之も「系統的制度もなく、完備した等級もなく、半旧半新の過渡的学校であった。」と述べている。⁽¹¹⁾

数多く新設された洋式学校は専門教育を実施する学校であったが、これらの学校に進学するための初等教育の機関は設立されていなかった⁽¹²⁾ので、教育の効果はあまり期待出来なかったと考えられる。

洋務運動を推進した当時の進歩主義者も依然として中国古来の精神文明の優秀さを固く信じていた。洋務運動の特徴は「中学為体西学為用」（伝統の学問＜中学＞を本体＜体＞とし、外国の学問＜西学＞を作用＜用＞とする。）の「中体西用」論であった。⁽¹³⁾「中体西用」論からすれば、初級教育は当然旧制度の教育によることになるので、設立された新式教育の機関が専門教育の学校のみであったのも当然であろう。

当時の清朝の高官のうち一部の満人高官を除きほとんどの高官が科挙出身者であった。⁽¹⁴⁾科挙受験のための教育制度が古くから確立しており、その中には庶民教育の機関も含まれていた。

旧教育制度の存在していたことと、政治体制の中で要職を占めているものが旧教育機関の出身者であったことからして、旧教育機関の改造は容易ではなく、そのため、洋務運動の展開によって設立された西歐式の教育機関も専門教育を教授する学校しか設立されなかった。勿論、これには「中体西用」論が大きく影響していたことは否めないが、「中体西用」論の根據となったのは、旧教育制度が存在していたということも原因となっているのではないだろうか。

(2) 書院の新式学校化

中国のながい伝統によって全国的に強靱な根を張っていた国子監を頂点とする府学・県学・州学の国立の学校、さらに、満州族の子弟のための国立の宗学・覺羅学・旗学などの旧教育体系が厳然として存在しており、これらの旧教育体系で教育された官僚は、西洋の機械文明の優

秀性は認識しても中国の精神文化は卓越したものであると自負し、その精神文化を伝達する旧教育機関こそ中国の指導者養成に欠くことのできないものであると信じていたのである。

中国の旧教育体系出身の科挙合格者は政治体制のなかで要職を占めていたので、旧教育体系を根底から覆すことは極めて強い抵抗を予期しなければならなかった。そのため、新教育体系についての構想をいだく者は、旧教育体系にあっては傍流であった書院の内容を改造して新教育体系を確立しようと考えたのであった。

書院はもともと民間に発生したもので、学問に対する自由と官学に対する反骨を特色とする教育機関であったが、清では1733年（雍正11年）に官立書院を各省に設立して以後統制を強化⁽¹⁵⁾していった。しかし、書院は私立たると官立たるとを問わず、それは旧教育体系から見れば傍系の教育機関にすぎなかった。

1896年7月2日（光緒22年5月22日、清は太陰暦のため太陽暦と異なる）の上諭は、書院を新教育体系の学校に改組するとしているが、このことは書院の側にも新教育を受け入れる動き⁽¹⁶⁾があり、1884年（光緒10年）以降書院の新教育体系への改組や、新教育に適合する書院の設立に関する奏請が各地から提出され、書院自らが新教育を受け入れる方向に向かっていたためである。

(3) 戊戌の変法と教育改革

中国で刊行された中国教育史関係の書籍には戊戌の変法とそれによる教育改革にいたる経緯に関して触れていないが、戊戌の変法の上諭の出されるまでには何らかの動きがなければならなかった筈である。

戊戌の変法の立役者は康有為であり、変法とはこれまでの清朝伝統の政治のやり方を変えること、つまり改革ということである。戊戌の変法は1898年6月11日（光緒24年4月23日）の光緒帝の変法の詔にはじまり、9月21日（8月6日）の政変による西太后の訓政復活をもって終わった。

戊戌の変法は中国の近代化であり、その中には学校制度の改革も含まれていた。7月2日（5月22日）の上諭は、各省府州県に現在ある大小の書院を一律に中国の学と西洋の学を兼習する学校に改める。学校の等級は省城の大書院を高等学、郡城の書院を中等学、州県の書院を小学とし、京師大学堂章程を頒給し、それに準拠させる。地方の義捐金で運営されている義学、社学もまた一律に中西の学を兼習させる。というものであった。この上諭でも旧教育体系の本流である国子監一府・州・県学の新教育体系への一本化については触れていない。⁽¹⁷⁾

新政に協力的な地方官よりも反対の者が多かったので、学堂の設立は遅々として進まなかった。

- 注 (4) 清史編纂委員会編「清史」(民国50年—1961年)、国防研究院、第2冊1293頁。
(5) 及川恒忠著「中國政治史」(昭和29年)慶應通信、1～2頁。
(6) 1842年(道光22年)8月、阿片戦争の結果、南京で英清間に締結された条約。この条約により清は開国し、5市(広東、厦門、福州、寧波、上海)を開港場とし、香港島を英に割譲した。
(7) 1856年(咸豐6年)アロー号事件を契機とする英仏との戦争、1858年(咸豐8年)の露清間の戦争、1884年(光緒10年)の清仏戦争等。
(8) 李守孔編著「中國近代史」(民国47年—1958年)三民書局、321～323頁。前掲(3)書、下冊、901～915頁。
(9) 陳登原著、菅茂訳「支那近代文化史」(昭和15年)人文閣、257頁。
(10) 前掲(7)書、257～260頁。
(11) 主鳳喈編著「中國教育史」(民国34年—1945年)正中書局、276～277頁。
(12) 陳青之著「中國教育史」(民国52年—1963年)台湾商務印書館、558頁。
(13) 石川忠雄著「中国政治史講義案」慶應通信、4頁。
(14) 宗室(皇族)は科挙によらず高官となったが、宗室の増加により宗室科挙を実施。
(15) 多賀秋五郎編著「近代アジア教育史研究」(昭和44年)岩崎学術出版社、5頁。
(16) 前掲(4)書、第1冊、320頁。
(17) 梁啓超著「戊戌政變記」1巻32～33丁。

3. 新学制の公布(欽定学堂章程)

(1) 学制公布の経緯

戊戌の政変により光緒の新政は総て旧に復され、新教育の実施も京師大学堂の設立を除いては1902年(光緒28年)の「欽定学堂章程」の公布までまたなくてはならなかった。

戊戌の年にはじまった義和拳の行動は盛んとなり、ついに政府を動かして1900年(光緒26年)に列国と開戦させるにいたった。北清事変と言われるのがこれである。

列国との戦に敗れると保守派の勢力は衰退し、戊戌の新政が回顧され、新教育体制の樹立も実現に近づくのである。

聯合軍が北京を占領するに先だって西太后は光緒帝とともに太原を経て西安に逃れたが、⁽¹⁸⁾1901年1月29日(光緒26年12月10日)に教育の刷新をはじめ新政を約束する上諭を発し、翌年9月7日(7月25日)に列国と辛丑条約を締結すると、翌月潼関を出て北京に帰ったが、その帰途9月14日(8月2日)に上諭を発し、人材の育成を強調し、京師大学堂の整備以外に各省の省立の書院で大学堂を設置し、中学堂を各府庁および直隸州に、また、小学堂を各州県に改めて設置し、さらに蒙養学堂を大幅に増設すべきことを各省に命じたのである。⁽¹⁹⁾この上諭に対していち早くこたえたのが、袁世凱の「山東學堂事宜及試辦章程」である。⁽²⁰⁾

袁の案は、省城に学堂を建て、これを正斎(小・中学程度)と專斎(大学・専門学校程度)に分けて監督するというもので、上諭に比較すると単純でその方針とはかけはなれていたが、山東省の現状に則したものであったのであろう。⁽²¹⁾

政府はこの山東省案を11月14日(10月15日)に各省に通達し、これにならわして学堂を設立させようとしたのである。この処置を行なったのは10月29日(9月28日)に死去した政界の実力者李鴻章の後を袁世凱がついだためであろう。

「欽定学堂章程」の公布されるまではこの山東省案によって各省が事務を処理したのであった。⁽²²⁾

上諭の実施に各省が踏み切れなかったのは、経費の問題の外に卒業生の処遇の問題があったのである。

(2) 科挙と新学制

中国には古くから府・州・県学—太学までの科挙受験のための旧教育制度が存在しており、科挙に合格することにより官途につくことが出来たのである。⁽²³⁾

省立大学堂を設立してもその卒業生を政府がどのように任用し待遇するかは明らかにされていなかった。この点が明らかにされなくては新しい学校に人材が集まらないという結果になるのである。

中国で刊行された中国教育史並びに教育に関する本には「奏定学堂章程」に規定された学堂出身者に対する処遇については触れているが、それ以前のことにについては触れていない。当時の政府高官は科挙出身者であり、中国の知識人の間には科挙合格に対する強い憧れが存在していた。

「大清徳宗景皇帝實録」によれば11月25日(10月15日)の上諭により政務処と礼部に処遇に対する案を作製することを命じており、それに対して政務処と礼部が「選舉鼓勵章程」を答申し、それに対して許可を与えた上諭が12月5日(10月25日)にあった。⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

「選舉鼓勵章程」は、省大学堂の卒業生で京師大学堂に入学した学生を挙人、貢生に、その挙人で特派大臣の試験に合格した者を進士とする。となっており、このことは旧学校体系につながる科挙制度に準じて新学校体系にも科挙の登用法を実施しようとしたものである。⁽²⁶⁾

これらの上諭を契機として新式学校の設立が各地で活潑となっていた。⁽²⁷⁾

「大清歴朝實録」(通称「清實録」, 4466巻, 1210冊)は5部のみ作製され保存されていたもので、全部が印刷されたのは1938年(昭和13年)旧満州国政府によってである。そのため、1938年以前においては資料として使用することが不可能であったために中国の教育史研究者は引用することが出来なかったであろう。

(3) 欽定学堂章程公布までの動き

1901年12月5日(光緒27年10月25日)の上諭によると、各地方に設立される大学堂の卒業生は

科挙の資格を取得するためには京師大学堂に来ることになり、京師大学堂が各地方の大学堂の上位に位置することになるわけである。

1898年(光緒24年)に設立された京師大学堂は北清事変により一時閉鎖され、その後再開され、「京師大学堂章程」の公布(1902年8月15日—光緒28年7月12日)までの間に京師大学堂改革に対する多くの奏請が行なわれたのである。

「清實録」によると、1902年3月11日(光緒28年2月2日)に、各省に学堂を開設することを促す上諭が出され、これをうけて11の省から大学堂・学堂開設に関する奏請が出されたが、⁽²⁸⁾実際に1902年(光緒28年)に設立されたのは山西大学堂1校のみである。また、奏請を行なった省⁽²⁹⁾で光緒年間に大学堂を設立したのは山西を除けば湖南のみである。

(4) 満州貴族と新学校体系

専政君主国の清において新学校体系が実施に移された場合の成否は、清の支配民族である満州族の貴族がどのように新学校体系に対して反応するかという点にかかっていた。

満州族は八旗の制度を採用しており、武官である八旗が官吏となっていたが、中原を制してからは官吏の不足を科挙出身の文官によって補っていったが、17世紀後半からは科挙出身の文官が官吏採用の中心となっていたのである。唐代から行なわれていた科挙の制度は清朝においては漢民族から文官を採用する制度となっていたが、その後、満州、蒙古の2族も科挙によって文官となる途が開かれた。しかし、定員は別に定められており漢民族と競合うことはなかった。

旧教育体系は科挙受験のためのものであったが、これらは漢民族のためのものであり、八旗、満州貴族、王室の子弟には無関係の学校であり彼等は別個の教育機関を有していたのであった。それは、1652年(順治9年)設立の宗学をはじめとして、覺羅学、旗学であり、身分によって入学する学校が異なっていた。

新教育体系の実施は当然これらの学校の改革につながってくるので、満州貴族が子弟に新教育を受けさせる意向があるかどうかにかかっていた。満州貴族が新教育に賛成であれば、新教育体系への移行が容易であったのである。

「清實録」によれば、1894年(光緒20年)に八旗の子弟の為の小学堂、中学堂の開設を奏請しており、これらの学堂は設立されたのであった。⁽³⁰⁾また、皇族や八旗の子弟の留学も奨励しており、⁽³¹⁾1902年2月19日(光緒28年1月12日)に宗学、覺羅学、旗学を小学堂、中学堂に改編すべきである。⁽³²⁾としている。これらのことからして満州族が旧教育体系から新教育体系への移行を望んでいたことがわかる。

第1表 欽定学堂章程

23	高等教育	大学院			
22		大学			
21		大学堂			
20		高等学堂	大学预科	高等実業学堂	師範館
19					
18					
17					
16					
15					
14		中等教育	中学(実業科)学堂	中等実業学堂	師範学堂
13	初等教育				
12					
11					
10					
9					
8					
7					
6					
5					
4					
3					
2					
1					

(5) 「欽定学堂章程」の公布

1902年8月15日(光緒28年7月12日)に管学大臣張百熙の献策にもとづいた「欽定学堂章程」が公布された。

「欽定学堂章程」は第1表の通りであり、「京師大学堂章程」、「高等学堂章程」、「中学堂章程」、「小学堂章程」、「蒙学堂章程」と「大学堂考選入学章程」からなっていた。

「欽定学堂章程」については各種の本に書かれているので本研究では述べないが、高等小学堂、小学堂、蒙学堂の1週間を何故に12日間としていたかはその理由が不明である。

注 (18) 出兵したのは、日・英・米・独・露・仏・伊・奥の8カ国。

(19) 「大清歴朝實録」(康德5年—昭和13年)満州国國務院、第113帙第9冊2丁。

(20) 丁致聘編「中國近七十年來教育記事」(民国24年—1935年)商務印書館、9頁。

(21) 同上。

(22) 前掲(19)書、第113帙第9冊、6丁、徳宗第9。

(23) 前掲(19)書、第113帙第10冊、10丁、徳宗第9。

(24) 前掲(19)書、第113帙第10冊、8丁、徳宗第9。

(25) 同上。

(26) 同上。

(27) 前掲(20)書、9～10頁。

(28) 前掲(19)書、第114帙第1冊、4丁、6丁、16丁、20丁、第114帙第2冊、4丁、10丁、12丁、17丁、徳宗第10。

(29) 前掲(15)書、209～211頁。

(30) 前掲(17)書、1巻、25丁。前掲(19)書、第113帙第9冊、2丁、第10冊、11丁、徳宗9、第114帙第2冊、1丁、徳宗10。

(31) 前掲(19)書、第114帙第1冊、8～9丁、徳宗10。

(32) 前掲(19)書、第114帙第1冊、9丁、14丁、徳宗10。

4. 奏定学堂章程

(1) 欽定学堂章程の廃止

1902年8月15日(光緒28年7月12日)に公布された「欽定学堂章程」は、ほとんど実施されないうちに1904年1月15日(光緒29年11月26日)に「奏定学堂章程」が公布されて廃止された。

「欽定学堂章程」は公布から僅か1年5ヵ月で廃止されてしまったが、一般には清政府内の保守派と革新派、満人派と漢人派の勢力争いが原因であると言われているが、実際の原因について中国の教育関係書では追及をしておらず、改訂の経緯について述べているのみである。⁽³³⁾

当時の政府部内における満人と漢人の争いについては「中国近代史」に実例を挙げて述べており、朝廷内で満人の漢人に対する防衛と反目がようやく顕著になっていった時期であった。⁽³⁴⁾

政権の座にあった榮祿（満人）が1903年（光緒29年）3月に死亡すると、政権は奕訢（満人）の手に移った。奕訢は総督、巡撫の中では袁世凱と張之洞を柱石としていた。⁽³⁵⁾

两江（江南、江西—江蘇、安徽、江西）総督張之洞は1902年（光緒28年）南京に三江師範学堂を設立したが、これは「欽定学堂章程」の定めているところとはことなっていた。このことは彼が「欽定学堂章程」に満足していなかったと考えられる。この張之洞が新たに権力の座についた奕訢のブレインであれば、「欽定学堂章程」を改訂し、自分の教育に対する考えを反映した教育令を公布することは当然のなりゆきであろう。

政争のからんだ学堂章程の改訂の動きを「清實録」によって見ると、1902年12月1日（光緒28年11月2日）に科挙の改訂について張百熙の案について審議した。とあり、進歩派の管学大臣張百熙に対して保守派の衝突が科挙の改訂を機にして始まるのである。⁽³⁶⁾

1903年2月21日（光緒29年1月24日）に張之洞の意見に対して張百熙が奏上し、「欽定学堂章程」改訂に対する動きを封じようとしたのである。⁽³⁷⁾

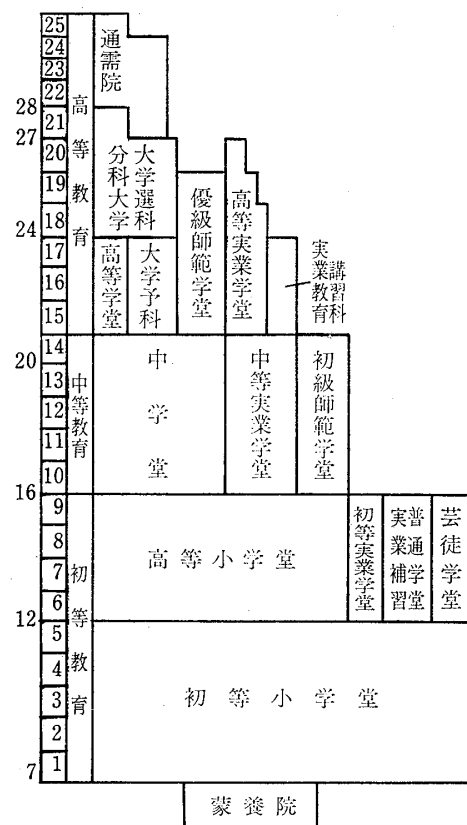
張百熙が中央にあって教育関係の職にあったのに対し、張之洞は教育に対する意見を持っていたが、地方官を歴任していたのである。張百熙は教育行政上かなりの成果をあげていたが、その活躍は政府の疑忌をまねいていた。

進歩派の張百熙に対して保守派が起用したのが張之洞であり、光緒帝の従兄弟榮祿の死により進歩派は敗れ、1903年6月26日（光緒29年閏5月3日）に内閣に張之洞、張百熙、榮慶と合同で学堂章程について協議することを命じている。これにより「欽定学堂章程」は改訂されることになったのである。⁽³⁸⁾

(2) 奏定学堂章程の公布

張之洞、張百熙、榮慶の奏進した「奏定学堂章程」は

第2表 奏定学堂章程



1904年1月13日（光緒29年11月26日）に公布された。

「奏定学堂章程」は第2表のように7歳を入学年齢とし、初等教育9年、中等教育5年、高等教育6～7年の学制である。なお「奏定学堂章程」には「學務綱要」が含まれているが、この「學務綱要」は「奏定学堂章程」の基本線を示したものである。

(3) 女子学堂章程公布の背景

「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」ともに女子の教育についての規定は何も定めていない。女子教育の規定が定められなかったことについて「中國教育史」のいずれの本もそのことについて触れていない。

程摘凡著「現代中國女子教育史」においても女子学堂公布以前の時期については、設立された女子の学校の説明と女子教育の必要性を力説しているのみで、女子の学制の公布されなかった理由については述べていない。

一般的には男尊女卑のためと考えられているが、男尊女卑以外に何らかの理由があったと考えられる。

清末における女子の社会的地位について陳啓天は「最近卅年中國教育史」で「家長は家庭で最大の權威を持っており、家法によって子弟を統率している。子弟は家庭内では独立の地位を得ることは出来ず、女子は最下位とされていた。」とあるように極めて低いものであった。また、「子とは男の子のことで、女の児は子の数の中に入らない。もし、男の子がなければ、女の児は何人産んでも役に立たず、あの人は子がないといわれる。」ともいわれていた。⁽⁴⁰⁾

陳東原著「中國婦女生活史」には女子の社会的地位の低いことについて詳細に述べている。⁽⁴¹⁾

男尊女卑も一つの原因と考えられるが、その他に当時の中国を支配していた家族社会意識に「女子無才便是德（女子は学問なきを以て徳となす。）」というのがあったために、これが大きな影響を与えていたと考えられる。「女子無才便是德」とはいうものの、女子の教育が全然なかった訳ではなく、女子教育は家庭において実施されていたのである。その間の事情については舒新城はその著「近代中國教育思想史」で詳細に述べている。⁽⁴²⁾

「奏定学堂章程」の中の「蒙養院章程及家庭教育法章程」では女子に近代教育を実施することの弊害を説き、家庭で教育すればたりる。としており、当時の女子教育に対する考え方を現わしていた。⁽⁴³⁾

学部は1906年8月4日（光緒32年6月15日）に「女子教育章程」について討議を始め、翌1907年3月8日（光緒33年1月24日）に「女子師範学堂章程」と「女子小学堂章程」を公布した。これが「女子学堂章程」といわれるもので、男子とはまったく別個のものであり、修業年限も男子と異なっていた。⁽⁴⁴⁾

教育を司る役所としての学部は1905年（光緒31年）に設立され、榮慶が尚書（長官）に就任し、軍機大臣の張之洞も学部を兼任し、張百熙は管学大臣に就任した。

この3人の制定した「奏定学堂章程」には女子の教育を含んでいなかった。学部設立後も3人は学部の責任ある地位を占めていた。その3人が僅か3～4年で3人ともに教育に対する考えが急に変わるとは考えられない。「女子学堂章程」の公布には何か他の外的要因があったと考えられる。

第1の要因は立憲制であろう。日本が大国ロシアに勝ったのは立憲が専制に勝ったのだと中国の識者は考え立憲論が強くなっていった。清朝も立憲準備のため1905年（光緒31年）に海外に5人の考察憲政大臣を派遣し、その報告により立憲に踏み切ることになった。⁽⁴⁸⁾

立憲を実施するためには国内の体勢を他の立憲の諸国と同じにしなければならないこととなり、女子教育を実施するということになったわけである。考察憲政大臣の帰国は1906年（光緒32年）の6月であり、学部が「女子教育章程」について討議を始めたのが同年8月4日（6月15日）であることをみれば、立憲のために女子の学校制度を定めるにいたったのではないだろうか。

今一つの理由として治外法権の撤廃のためであったと考えられる。中国における治外法権は不平等条約の南京条約1842年（道光22年）の締結によって始まり、以後各国と締結する条約は総て不平等条約であり、それには領事裁判権も含まれていた。⁽⁵⁰⁾

開国の時に不平等条約を締結した日本は不平等条約に悩み、明治9年（1875年）から条約改正の交渉を始め、忍耐強い交渉の結果、明治23年（1889年）に米・独・露と、明治28年（1894年）には英との条約改正に成功し、領事裁判権を撤廃し、関税自主権をとりもどしていた。

中国と同様に領事裁判権に悩んでいたエジプト、トルコ、シャムも交渉を続けており、1900年までには撤廃には成功していなかったが、その権限を或る程度制限することには成功していた。⁽⁵¹⁾

清はこれらの国々の動きを見て条約改正の交渉を始めたが、何回かの交渉も清の制度は欧米とは異なる上に欧米の制度を良く理解していないとの理由で、いずれも失敗してしまっていた。このことから清朝内に、国内の体勢を整備して欧米の制度と同様にして条約改正に成功しようという動きの出るのは当然であろうし、その一環として「女子学堂章程」も公布されたのではないであろうか。⁽⁵²⁾

(4) 奏定学堂章程の実情

「奏定学堂章程」が公布されたが、これが実際に全国的に法令通りに運用されていたであろうかということになると疑問である。

清において学部設立後発表された教育統計を見る限りでは新教育体系の普及は遅々たるものであった。法令を公布しても、施設、教員組織の不備から直ちに高率の就学率を望めないのは日本の例からしても明らかである。清の発表した教育統計には就学率についての発表がなく知ることとは不可能であるが、1931年(民国20年)国際聯盟の中国教育視察団の報告書では、小学校進学者は20%としているので、学制公布の初期はより低率の就学率であったであろう。⁽⁵³⁾

就学率が低かったであろうと考えられる今一つの根拠としては政府が就学率を高めようとする法令を公布していることである。「実行強迫教育勸導辦法」(1907年—光緒33年)、「変通初等小学堂章程」(1909年—宣統元年)、「簡易識字学塾章程」,「改訂初高兩等小学堂章程」(1910年—宣統2年)⁽⁵⁴⁾がそれである。これらの法令は各地からの報告の経費の不足,教員の不足に対応して就学率を高めるための措置であった。

師範教育も十分でなく、学校の増設は無資格教員の増加となっていた。旧教育体系の学校の教員,旧教育の出身者で一部の教科は充足出来たが、体操、図画、手工、唱歌については如何ともしがたく、そのためこれらを必修からはずす改訂が行なわれたのである。

(5) 女子教育の実情

「女子学堂章程」は公布されたが、その実情はほとんど実施されていなかったに等しかった(女子教育に力を注いでいた教会学校を除く)。

「女子学堂章程」の条文には実施不能なものを含んでおり、たてまえは良いとしても現実からはまったく無理であった。

同章程には教員に婦人を当てる。裁縫、図画、音楽、体操は専科教員を置く。纏足の弊風を矯正する。⁽⁵⁵⁾とあるが、「女子無才便是徳」の思想が強く支配していた中国に教職に就ける女子が何人いたであろうか。裁縫は別として他の教科で専門教育を受けた者がはたしていたであろうか。体操についてみれば、法令公布の時に中国女子体操学校1校のみで、在學生も1学年50人以下であり、⁽⁵⁶⁾法令の実施は不可能である。下火になったとはいえ上流社会の子女は纏足していたので、それをといてまで学校に通学させたかどうか疑問である。

学部発表の統計では、1909年(宣統元年)の全国的女子小学堂数は308校、在學生数14,054人で、全国23省中13の省には女子小学堂は設立されていなかった。⁽⁵⁷⁾

(6) 小学堂章程の再改訂は何のためか

1909年5月15日(宣統元年3月26日)に「変通初等小学堂章程」を公布し、実情に合わせて小学堂を3種類とし、教科目を整備し、教員不足のところでは体操を随意科目と出来るとしたのを、1910年11月29日(宣統2年10月28日)に再改訂が行なわれ、小学堂の簡易科は廃止され、体

操は必修となってしまった。

この再改訂は当時の教育界を支配していた軍国民教育思想の影響と、1906年3月25日(光緒32年3月1日)学部が公布した教育宗旨の尚武の項の説明に反するためであった。

- 注 33) 前掲(12)書, 587頁, 前掲(11)書, 288～289頁, 前掲(3)書, 918頁, 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(1928年—民国17年)太平洋書店, 82頁, 前掲(4)書, 4915頁。
- 34) 前掲(6)書, 714頁。
- 35) 同 上。
- 36) 前掲(19)書, 第117帙第5冊, 19京, 卷511, 徳宗第10。
- 37) 前掲(19)書, 第117帙第5冊19丁, 卷511, 徳宗第10。
- 38) 前掲(19)書, 第117帙第6冊3丁, 卷517, 徳宗第10。
- 39) 程摘凡著「現代中國女子教育史」(民国25年—1936年)中華書局, 34～53頁。
- 40) 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(民国17年—1928年)太平洋書店, 82頁。
- 41) 宮崎市定著「科挙」(昭和38年)中央公論社, 8頁。
- 42) 陳東原著「中國婦女生活史」(民国17年—1928年)商務印書館, 2～3, 18～19頁。
- 43) 東亜同文書院支那研究部編「現代支那講座第六講社會文化」(昭和14年)東亜同文書院(上海), 55頁。
- 44) 舒新城編「近代中國教育思想史」(民国17年—1928年)中華書局, 389～390頁。
- 45) 「大清光緒新法令—第11冊～第17冊—第7類教育」(宣統2年—1910年)商務印書館, 第12冊12～13丁。
- 46) 前掲(20)書, 19頁。
- 47) 前掲(20)書, 21頁。
- 48) 前掲(8)書, 715頁。
- 49) 前掲(12)書, 10頁。
- 50) 南滿洲鐵道株式會社庶務1部調査課編, 滿鉄調査資料 第63篇「支那に於ける治外法權撤廢問題」(大正15年)南滿洲鐵道株式會社, 9～12頁。
- 51) 前掲(50)書, 70～80頁。
- 52) 前掲(50)書, 85～89頁。
- 53) 國聯教育考察團著「中國教育之改進」(民国21年—1932年)国立編訳館, 75頁。
- 54) 前掲(20)書, 22頁, 26頁, 31頁。
- 55) 前掲(45)書, 第12冊35～41丁。
- 56) 吳文忠著「體育史」(民国47年—1958年)正中書局, 352頁。
- 57) 前掲(40)書, 97～100頁。

5. 壬 子 学 制

(1) 民国11年までの社会状況

1911年(宣統3年)の幹線鉄道国有化政策に対する反対運動は10月10日(8月19日)の辛亥革命へと発展した。革命派は米国より帰国した孫文を臨時大統領に選び、1912年(民国元年)1月1日に南京に政府を組織し、太陽暦を採用した。

革命が起こると清朝は袁世凱を起用して革命軍に当らせようとした。袁は軍政両面の実権を

清朝が与えることに同意したので出馬し革命軍に一撃を加えたがそれ以上兵を進めなかった。一方、革命派も資力、武力ともに乏しかったので袁と妥協した。袁は2月12日に宣統帝を退位させ、臨時大総統に選ばれた。1913年(民国2年)袁世凱の暴政に対して第2革命が起きたが鎮圧され、袁が国会で大総統に選出された。袁は軍事財政の実権を握り、議会を解散し袁世凱独裁を実現した。

1914年（民国3年）第1次世界大戦が起こると聯合国側に立って参戦した日本は山東省に出兵し独權益を占領した。1915年には21カ条の対華要求を提出し袁に承認させた。

袁世凱は1916年（民国5年）1月1日に帝位に就くことを宣言したために第3革命が起きた。同年6月袁が死亡すると、段祺瑞の安徽派が勢力を得、ついで呉佩孚のもとに結集した直隸派が政権を掌握し、その後張作霖の奉天派が優勢となるというように、軍閥による戦争がつづいていた。その間国民の政治的自覚も高まり、1919年（民国8年）にはパリ平和条約反対の五・四運動が起こり、外国帝国主義と軍閥に反対する大衆運動が強力となっていった。

中華民国が成立したとはいうものの政局は安定せず2 転、3 転としており、それにより教育界も種々の影響をうけたのである。

第3表 壬子学制

24	17	13	10	0
21	18	14	7	6
20	17	13	6	5
19	16	12	5	4
18	15	11	4	3
17	14	10	3	2
16	13	9	2	1
15	12	8	1	
14	11	7		
13	10	6		
12	9	5		
11	8	4		
10	7	3		
9	6	2		
8	5	1		
7	4			
6	3			
5	2			
4	1			
3				
2				
1				
0				

(2) 壬子学制の公布

1912年（民国元年）1月9日に学部は教育部に改められ、新学制の準備に入り、9月4日に「壬子学制」を公布した。「壬子学制」は、「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」と同様に日本の学制を模範にしたものである。

政権の交代，社会状況の変化により教育は影響を受けるものであるが，「壬子学制」期には政権の交代はめまぐるしかったが，政権を維持する期間が短期間であったために若干の改訂が行なわれたに過ぎなかった。しかし，中国の社会状況に大きな影響を与えた五・四運動は，大きな影響を教育に与えたのである。

「壬子学制」において初等小学校の男女共学を認めた
が、これは教育行政上の便宜のためであり、真の男女共
学は五・四運動以後である。

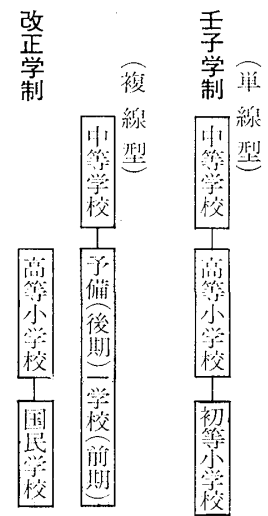
(3) 政權の交代による影響

政権の交代による教育への影響を小学校令についてみ

ても、1912年（民国元年）9月28日「小学校令」、1914年（民国3年）1月23日「修正小学校令」、1915年（民国4年）7月31日「国民学校令」、「高等小学校令」、11月7日「予備学校令」というように改訂が行なわれた。⁽⁵⁸⁾

1912年（民国元年）9月2日公布の教育宗旨も袁世凱により1915年（民国4年）2月に改訂され、袁の死後、1919年（民国8年）4月に教育調査会が再改訂するように議決をしている。⁽⁵⁹⁾

袁世凱による教育令の改訂は、単線型であった「壬子学制」を複線型にしたものである。この改訂は一般庶民の学校と上級学校に進学を希望する者の学校を別個のものにするというものであったが、袁の死後「予備学校令」は廃止され、「国民学校令」「高等小学校令」は修正されて実施された。



(4) 壬子学制の実情

中華民国成立後学校数は急速に増加していったが、教員養成がそれについてゆけず、無資格教員の比率が増加していった。⁽⁶⁰⁾

朝鮮総督府編「支那教育状況一斑」にも無資格教員の増加について述べている。⁽⁶¹⁾ この傾向はその後続くのである。適格教員の不足は授業になんらかの支障を来したであろうと考えられる。

1校平均の在学人数は「壬子学制」最後の年の1922年（民国11年）で小学校が37人、中学校が167人であり、この数字からすれば学校の規模の小さいものもかなりあったと考えられる。⁽⁶²⁾ 小規模学校では施設も悪く十分な教育は出来なかったであろう。

「壬子学制」の時期は軍閥の勢力争いによる戦争が各地で行なわれていたので教育もその影響を受けていた。戦場となった地域の学校は荒廃して閉鎖されたり、校舎が兵舎として利用されてしまい教育界への打撃は大であった。⁽⁶³⁾ 戦争による治安の悪化から多くの学校が休校となっていた。⁽⁶⁴⁾ 1921年（民国10年）来華した米国のモンローの視察記にも、土匪のしょうけつのため河南省の郷村の学校は総て休校、とある。⁽⁶⁵⁾

経費の不足については多くの人がそのことについて訴えており、戦争のため教育費の支出されないことに関して決議をしている。⁽⁶⁶⁾

(5) 壬子学制の女子教育

「壬子学制」では初等小学校の男女共学を認めたが、これは別個に女子小学校を運営する事の出来ない地方の女兒に限り男子校に入学させ、別に学級を編成する。⁽⁶⁸⁾ というものであり、依

然として男女は別学であり、社会一般も男女共学を喜ばなかった。

中華民国となり女子の就学率は増加していったというのはものの1916年（民国5年）で男子の22分の1で、1918年（民国7年）の初等小学校在学生の4.4%、高等小学校の5.5%に過ぎなかった。中学校においては1915年（民国4年）男子中学435校に対して女子は9校、在学⁽⁶⁹⁾生68,822人に対して948人⁽⁷⁰⁾であった。

真の男子共学が実施されるのは五・四運動以後である。

(6) 軍国民教育思想の影響

軍国民教育思想は1902年（清・光緒28年）頃より強く教育界を支配していた思想で、1914年（民国3年）第1次世界大戦を契機として盛り上り、その終了で下火となった思想である。軍国民教育思想の高揚には日本の山東省出兵、21カ条要求が原因となっていたことは否定出来ない。

1912年（民国元年）に教育総長の蔡元培は軍国民教育思想の採用を強調⁽⁷¹⁾しており、教育部もそれをとりあげ実行に移している。袁世凱もこの思想を採り上げ、「軍国民教育施行方法案」も⁽⁷²⁾全国教育会聯合会で議決されたが、袁の死と日本の撤兵でさたやみとなった。⁽⁷³⁾

(7) 五・四運動の教育界への影響

五・四運動は日本帝国主義および北京軍閥政府を直接対象とする反抗運動と、中国古来の伝統文化に対する徹底的批判とを主な内容とする反帝国主義・反封建主義の大衆革命運動であり、これまでの中国にまったくみることの出来なかったものである。⁽⁷⁴⁾

五・四運動の目標の一つである反文化侵略（反キリスト教）から收回教育権運動が盛り上り、また、国家主義教育思想も勃興してくるのであるが、この2つは次の「壬戌学制」に影響を与えるのである。

「壬子学制」期の五・四運動の影響は女子教育運動である。これは反封建主義から起こったもので、男女共学問題がとり上げられた。小学校の男女共学は思想解放運動によって完全に実施に移され、⁽⁷⁵⁾高等教育の男女共学も1919年（民国8年）から実施に移され、1921年（民国10年）以降全国的に実施されたが女子学生の比率は極めて低かった。⁽⁷⁶⁾中等教育においては教育部が同意⁽⁷⁷⁾しなかったが一部の学校では実施に踏み切った。

注 58 前掲20書、45～65頁。

59 前掲20書、40頁、57頁、81頁。

60 教育部編「第二次中國教育年鑑」（民国37年—1948年）商務印書館、1292頁。

61 朝鮮総督府編「支那教育状況一斑」（大正8年）朝鮮総督府、100～102頁。

62 前掲40書、270～271頁。

- (63) 前掲(61)書, 48頁。
- (64) 李銳著, 玉川信明, 松井博光訳「毛沢東 その青年時代」(昭和41年)至誠堂, 66～68頁。
- (65) 王卓然編「中国教育一瞥録」(民国12年—1923年)商務印書館, 107～108頁。
- (66) 舒新城編「近代中國教育史資料1～3」(1961年)人民教育出版社, 314～322頁。
- (67) 前掲(20)書, 94頁, 孫德中編「蔡元培先生遺文類鈔」(民国55年—1966年)復興書局, 99頁。
- (68) 前掲(42)書, 387～388頁。
- (69) 前掲(12)書, 687頁。
- (70) 梁啓超等著「晚清五十年來之中國」(民国11年—1922年)上海申報館, 143頁。
- (71) 前掲(67)書, 77頁。
- (72) 教育部総務庁文書科編「教育法規彙編」(民国8年—1919年)教育部, 155頁。
- (73) 前掲(20)書, 58頁。
- (74) 石川忠雄著「中國共產黨史研究」(昭和34年)慶應通信, 362頁。
- (75) 前掲(39)書, 108～109頁。
東京文理科大学・東京高等師範学校編「現代支那滿洲教育資料」(昭和15年)培風館, 704頁。
- (76) 前掲(20)書, 106～107頁, 前掲(12)書, 704頁。
- (77) 前掲(39)書, 109～110頁。

6. 壬 戌 学 制

(1) 民国11年～17年の社会状況

1922年(民国11年)から1928年(民国17年)にかけて「壬戌学制」は実施されたのであるが、この間中国をめぐる内外の状況はめまぐるしい程に変化していったのである。

北京政府の指導者も1922年(民国11年)の大総統は北洋軍閥系の黎元洪であったが、1923年(民国12年)6月黎元洪は直隸派によって天津に監禁され、直隸派の曹錕が大総統となった。しかし、1924年(民国13年)10月に始まった第2次奉直戦争に直隸派は敗れ、安徽派の段祺瑞が大総統に代る執政となった。段祺瑞も1926年(民国15年)4月に北京に入った奉天派に追われ、奉天派の張作霖が北京政府を手中に収めた。

一方、孫文は広東に政府を組織していたが、従来の軍閥との妥協を止め、1923年(民国12年)連ソ容共の方針のもとに大改造を行ない、1924年に第1次国共合作を成立させ、黄埔軍官学校を開設した。

第1次世界大戦後の安定期に入ると列強の帝国主義が再び中国に向い着々とその政策を進めだした。これに対して、第1次世界大戦中に民族産業が急激に発達した中国の民衆、特に労働者は、知識人・学生の指導により1925年(民国14年)中国人射殺事件を口火として全国的ストライキに発展した五・三〇事件等の反帝国主義運動を展開していった。

孫文の死後、国民党は広東政府を樹立し、1926年(民国15年)蒋介石の指揮下に北伐を開始し、またたくまに揚子江の線に進出し、1927年(民国16年)1月武漢に遷都した。共産党の勢力拡大に危機を感じた蒋介石は1927年4月12日上海クーデターを断行し共産党を弾圧し、4月18

中国における社会・経済状況の変化が20世紀前半の中国学校教育に及ぼした影響

日南京に国民政府を樹立した。南京政府は広東から武漢に移った武漢政府と対立したが、武漢政府もまもなく共産党と訣別して南京政府に合流した。

中断されていた北伐も1928年（民国17年）4月に再開され、6月8日に北京に入城し北伐を完成し、中国全土を国民党の支配下に入れた。⁽⁷⁸⁾

国外においても米国の提唱により対華四原則が成立し、九カ国条約が締結され、日本の中国に対する優越的地位は否認され、機会均等を口実に米国の中国進出が顕著になってゆき、特に教育界においては目覚ましいものであった。⁽⁷⁹⁾

第4表 壬戌学制

(2) 壬戌学制の公布

入学年齢	24	高等教育	大学院	大学	専門学校	中等教育	師範学校	中(高級)学校	中(初級)学校	職業学校	初等教育	小学校	幼稚園
	22												
	18												
	17												
	16												
	15												
	14												
	13												
	12												
	11												
	10												
	9												
	8												
	7												
	6												
	5												
	4												
	3												
	2												
1													
6													

「壬戌学制」は1922年（民国11年）11月1日に「壬子学制」に代るものとして公布され、1928年（民国17年）5月21日に「戊辰学制」が公布されるまで実施された学制である。

「欽定学堂章程」から「壬子学制」までは日本の学校制度を模範とした学制であったが、「壬戌学制」は日本式の学制に代り米国の6・3・3制を模倣した学制である。

日本式から米国の切り換えについて中国人教育学者にも諸説があり一定ではないが、米国留学生の増加、積極化した米国の中国進出が大きく影響したことは否めないであろう。⁽⁸⁰⁾

(3) 6・3・3制採用の経緯

米国の教育制度への切り換えは何らかの社会・経済的影響のあったことは明らかである。

第1次世界大戦により、それまで中国に進出していた欧州諸国は戦争に忙殺され中国を顧みる余裕はなくなってしまった。この真空状態に乗じて中国に進出しようとしたのが日本であり、これを牽制したのが米国であった。

米国は中国市場が日本に独占されるのをみのがすわけにはゆかず種々の妨害工作を行なって来たが、1922年（民国11年）のワシントン会議で対華四原則を確立させ日本の中国進出に決定的な打撃を与えた。中国は、中国問題で日本と対立していた米国こそ日本をおさえ得る唯一の国と考えていた。

米国が中国に進出しようとした時にはすでに各国は権益地帯を築き、その勢力範囲内において各国ともに独占的権益を確保することに努めていた。中国各地に20余カ所あった専管外国居留地（租界）は1861年から1903年までに設けられたものであるが、米国は一つも持つことが出来なかった。

米国の中国進出に対する野望については、平塚益徳がその著「近代支那教育文化史—第三國對支教育活動を中心として—」で詳細に述べている。⁽⁸¹⁾

各国の勢力圏がきずかれ米国の中国進出は容易ではなかったため、日本を除いた他の国が力を入れていなかった教育に積極的に乗り出していったのである。その結果、余書麟のいう「我が国の米国留学生も多く帰国して来たので、米国の教育思想が中国を風靡するようになった。その上デューイの来華講演の影響をうけて……」となり、6・3・3制の採用となったのである。⁽⁸²⁾

(4) 米国の方策

日清戦争以後多くの中国人が日本に留学しその結果中国の各界に影響を与えていることを見た米国は、領土的に中国に進出するのが困難となった時代に中国に進出するには、時間はかかるかもしれないが、留学生を多く受け入れ、帰国した留学生によって中国の各界に影響を及ぼそうと考えたのである。米国のこの方策は適中し、まず教育界に米国の影響が現われたのである。

米国が留学生受け入れの手段として採った方法は、米国の金を使用せず、且つ米国が中国のために尽しているという印象を与える団匪賠償金の中国への返還という手段を用いたのであった。

米国への団匪賠償金は、米国の軍隊派遣費並びに米国々民の蒙った損害にくらべれば相当の高額であった。米国は実際の損害との差を1907年（光緒33年）7月に返還するとした。清は米国留学生を送ることを約し、1909年7月10日（宣統元年5月23日）に「派遣留美（米）學生辦法」を公布した。1911年4月29日（宣統3年4月1日）に米国留学の準備学校の清華学校が開校した。⁽⁸³⁾ 清華学校の在學生は1920年（民国9年）には660名となり、豊富な資金により米国留学生も増加していった。⁽⁸⁴⁾

「派遣留美學生辦法」により留学期間は4年と定められていたので、1915・6年（民国4・5年）頃からは次々と帰国し、1919年（民国8年）頃には教育界においてもかなりの勢力となり、1921年（民国10年）には米国留学者が中心となって中華教育改進社を設立した。

(5) 壬戌学制の実情

「壬戌学制」は1922年（民国11年）11月2日に公布されたのであるが、軍閥の勢力争いによる内戦が続き、その上1926年（民国15年）には国民党による北伐も開始され、それに加えて1925年（民国14年）の五・三〇事件は帝国主義反対の大ストライキに全中国をまき込むという混沌とした時代であった。

北京政府の政権担当者も1年余で交代しており、政策を実施するどころではなく、学制改革令は公布されたがそれにともなって公布されなければならない「学校令」と「課程標準」は公布されず、学校制度は6・3・3制となりながら各学校法は旧のままという状態で「壬戌学制」期は過ぎてしまったのである。止むなく民間で仮に課程標準を定め、大学と専門学校の課程は各校が自ら定めていた。⁽⁸⁶⁾

また、混乱していた社会・経済状況から学生、教員のストライキが続発していた。しかし、王、余の著書はストライキについてまったく触れていない。出版時の事情によるのであろう。

学生のストライキは内政と外交を理由とし、たえまなく繰り返され、教員のストライキは給料の未払から起こったのである。

軍閥間の抗争により教育費が軍事費に使用され、1925年（民国14年）には、中央の教育費が1年以上支出されていなかった。各省においても同様で、全額支出されているところはない。⁽⁸⁷⁾

「民國十四年中國教育指南」によると、1915年（民国4年）だけでもほとんどの大学で長期にわたるストライキが行なわれており、中学にも波及し、教会学校においても例外ではなかった。⁽⁸⁸⁾「壬戌学制」全般についてみてもこれに近いものであったであろう。

(6) 国家主義教育思想の影響

1922年（民国11年）頃から1926年（民国15年）頃にかけて中国では国家主義教育思想が盛んになっていった。国家主義教育思想は反封建主義、反帝国主義運動と国権恢復運動によって盛り上ったもので、国家主義により国家を改造しようという運動から起こったもので、一時期多くの個人、教育団体でも唱えられたのである。⁽⁸⁹⁾

この思想は、国民政府が中国を統一し三民主義教育を行なうことを決定したので下火となった。⁽⁹⁰⁾教育界には実際には影響を与えなかったとの主張もあるが、国家主義教育思想が強く推進することを主張した收回教育権と軍事教育は国民政府にうけつがれ実施されたのである。

(7) 收回教育権運動

收回教育権運動とは外国人の手中にある教育権を中国人の手中に回収する運動で、1919年（民国8年）頃から盛んとなり、国家主義教育思想の影響と五・三〇事件により一層盛んとなって

いった。政府も1925年（民国14年）から收回教育権にのり出すのである。

收回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育機関は教会学校（ミッションスクール）を除けば極めて少数であったので、その目標は教会学校であった。これらの学校は中国の学校制度からは治外法権的な立場にあり、独自の方針により独自の教育を実施してきた。

中国に進出した各国の文化的活動は教会学校を中心として展開されていったのであった。教会学校は中国政府の管理外に置かれ、国家の統制する学校とはまったく別個の系列にあった。もっとも、公正な立場よりみてそれが中国教育の近代化に貢献した部面も少なくないし、そのすべてが列国の中国進出の手段であったというようなこともいえない。⁽⁹¹⁾

教会学校は中国の開国とともに次々と設けられてゆき、1912年（民国元年）に3,687校であったのが、1919年（民国8年）には15,213校⁽⁹²⁾となっていた。教会学校は小学校程度の学校が圧倒的に多く、設備の貧弱なものも多かった。⁽⁹³⁾

收回教育権運動は1917年（民国6年）頃から始まるが、国家主義教育思想と五・三〇事件の影響を受けて最高に高まっていった。

收回教育権運動の高揚に対応して北京政府、国民政府も1925年（民国14年）以降次々と收回教育権に関する法令を公布するのであるが、全国を統一していない政府の法令のため効果はなかった。⁽⁹⁴⁾ 收回教育権の完成は国民政府による北伐の完成まで待たなくてはならなかった。

(8) 軍事教育思想

国家主義教育思想の第一の目的は收回教育権であり、次が軍事教育であった。

五・三〇事件により軍事教育思想は盛り上り、研究会が開催され、各種の決議がなされ、一部の学校では軍事教育を実施していたが、全国の実施にはいたらなかった。しかし、この軍事教育の実施は国民政府に受けつがれ強力に推進されるのである。

注 (78) 前掲(13)書、60～84頁。

(79) 鈴木俊編「中国史」（昭和29年）山川出版、271頁。

(80) 前掲(12)書、712～713頁、前掲(11)書、303頁、前掲(3)書、959頁、前掲(33)書、219～220頁。

(81) 平塚益徳著「近代支那教育文化史—第三國對支教育活動を中心として—」（昭和17年）目黒書店、195～199頁。

(82) 前掲(3)書、959頁。

(83) 前掲(66)書、1008～1009頁、前掲(20)書、30頁。

(84) 前掲(81)書、244頁。

(85) 前掲(11)書、303頁、前掲(3)書、959頁。

(86) 前掲(12)書、718頁。

(87) 舒新城著「民國一四年中國教育指南」（民国15年—1926年）商務印書館

(88) 前掲(87)書、13～14頁。

(89) 前掲(12)書、731頁。

中国における社会・経済状況の変化が20世紀前半の中国学校教育に及ぼした影響

- 90) 前掲20書, 58頁。
- 91) 多賀秋五郎著「中国教育史」(昭和30年)岩崎書店, 263～264頁。
- 92) 前掲81書, 313頁。
- 93) 前掲81書, 222頁, 南満洲鐵道株式會社 総務部 交渉局編「南満洲ニ於ケル洋人經營ノ諸學校」(大正4年)南満洲鐵道株式會社, 3～4頁。
- 94) 前掲20書, 128頁, 151頁, 155頁。

7. 戊辰学制

(1) 1928年～1949年(民国17年～38年)の社会状況

1928年(民国17年)6月に国民党が北伐を完成して政局は一応安定するかのようになっていたが、蒋介石に対する対立が激しくなった。4回の反蔣戦争に勝利を得た蒋介石は軍閥を擁して浙江財閥と結び米・英の援助により或る程度の成功をおさめたが、中国に進出を目指す日本と衝突し、1931年(民国20年)に満州事変が起き、中国の政治状況は大きく転換し、抗日が中国の全民族的課題としてとりあげられてきた。国民政府は日本の進出に対しては「一面抵抗・一面交渉」の対策をとっただけで中国共産党の打倒に専心していた。

中国共産党は1932年(民国21年)4月に対日宣戦を行っていたが、中国国民党の攻撃に耐えきれず、1935年(民国24年)に陝西省北部に移動した。

1936年(民国25年)12月12日に西安事件が起こり、事件後国民党と共産党は合作の方向に進んだが、1937年(民国26年)7月7日に日華事変が起こると第2次国共合作が成立した。

日本軍の進撃は急で、国民政府は漢口、次いで重慶へと逃れた。日本占領下にはかいらい政権が樹立された。

共産党は日華事変以後日本軍の激しい掃蕩作戦にもかかわらずその勢力を伸ばし、支配地域を拡大していった。蒋介石は共産党の発展に不安を感じ、1938年以後その反共態度を明らかにし、1941年(民国30年)1月に新四軍事件⁽⁹⁵⁾を起こしたばかりでなく、1943年5月頃から国民党軍をもって陝北地区を包囲した。

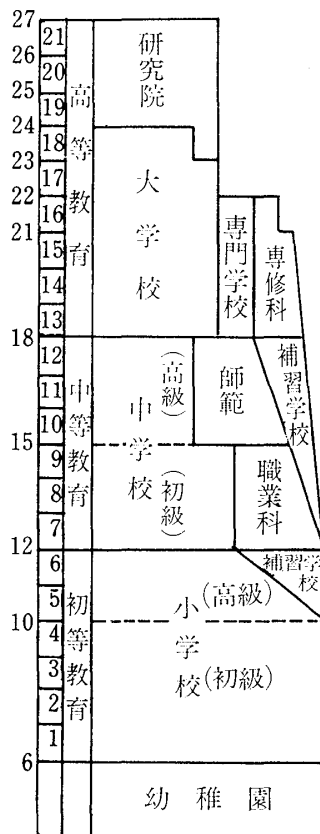
太平洋戦争終結後日本軍の占領地の接収をめぐる国民党と共産党の間に武力衝突が行なわれ内戦の危機が増大した。この危険は米国の調停により一応回避されたが、1946年3月以降再び悪化し、1947年には全面戦争に突入した。国民党軍は始めは優勢であったが、秋頃からこれが逆となり、次第に各地を共産軍に占領され、1949年(民国38年)12月9日国民政府は台湾に移転した。共産党は1949年10月1日に中華人民共和国を成立させた。

(2) 戊辰学制・民国学校法の公布

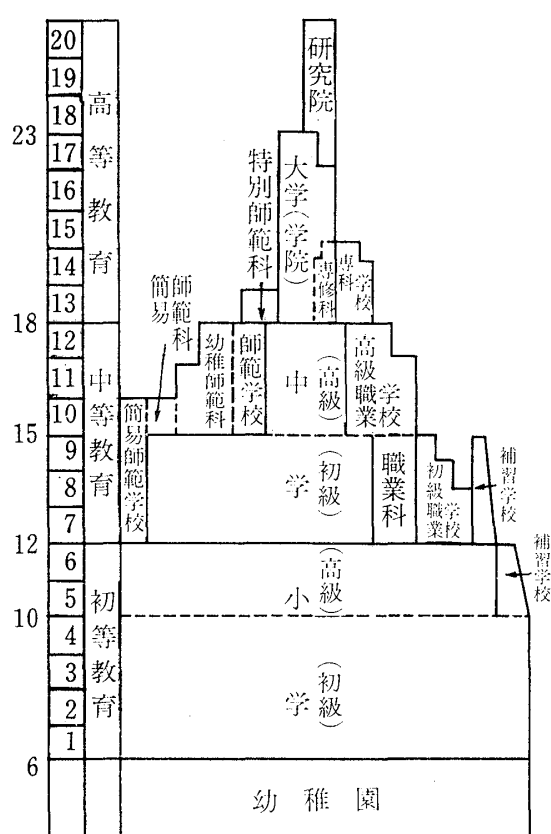
国民政府は北伐が完成に近づきつつあった1928年（民国17年）5月15日に学制改革案を公布した。この学制は「戊辰学制」といわれるもので、6・3・3制を中国の実情に合うように改めたものである。⁽⁹⁶⁾

北伐を完成した国民政府は三民主義に基く教育を行なうために1929年（民国18年）4月26日に教育宗旨とその実施方針を公布した。この教育宗旨にもとづき「戊辰学制」を徹底させるために1929年から1932年（民国21年）にかけて各学校法を公布してゆき、1933年（民国22年）3月18日に各学校規定を公布した。これらの法令により国民政府の学校系統は確立された。また、各教科について学年別の詳細な課程標準が中国において初めて公布された。⁽⁹⁸⁾

第5表 戊辰学制



第6表 民国学校法



国民政府の義務教育実施は台湾移転以後であるが、「戊辰学制」公布の始めから義務教育実施についてのための各種の法令を公布し、一日も早く実施しようとの努力を重ねていたのである。

(3) 大学院制度

大学院制は国民政府の教育改革により採用された制度で、1927年（民国16年）7月4日に全国最高の学術教育機関として設立され、1928年10月23日に国民政府が大学院を教育部に改めるま⁽⁹⁹⁾

での制度である。

大学院は官僚との関係を断ち、学者が教育行政を指導する方針で設立され、行政ばかりでなく研究にも重点を置いていた。

国民政府の体勢が整うにつれて他の機関が国民政府の下にあるのに教育を司る大学院のみが独立しており、官僚でない者が行政を担当していることに対して反対論も起こり、官僚の巻き返しにより組織法も改正され独自性も失なわれ、次いで教育部に改組されてしまった。⁽¹⁰¹⁾

(4) 大学区制度

大学区制は大学院制により実施されることになった制度であり、1大学区に大学を1校設立し、区内の各教育機関を管理するという制度である。中央政府は大学区の事務に干渉出来ないとしていた。また、大学に神学科の設立を認めないとしていた。

この大学区制は浙江、江蘇等の省で1928年(民国17年)に実施に移されたが、大学統合等に対して反対が強く、1929年には廃止されてしまった。

大学院制と大学区制は教育改革の任に当たった前北京大学総長蔡元培が彼の教育に対する理想を実施しようとして定めた制度であったが、現実の前に敗れたのであった。

(5) 收回教育権運動の完成

「壬戌学制」期に盛り上った收回教育権運動に対して教会学校側も反論を展開していたのである。また、北京政府、国民政府ともに教会学校に対する取締の法令を次々と公布していったが、全国的の政権でなかったために効果はなかった。北伐を完成し中国を統一した国民政府は1929年(民国18年)8月29日に「私立学校規定」(29条)を公布した。同法には私立学校は現行の教育法令を守らなければならないと規定され、教会学校の独自性は認められなくなり、また宗教教育も禁止された。そのため、教会学校は大打撃を受けるのである。その上、1933年(民国22年)の改正によって小学校の設立も禁止されてしまった。⁽¹⁰²⁾⁽¹⁰³⁾

しかし、教会学校が「私立学校規定」を遵守したかという疑問がもたれるところである。

(6) 排日教育

1928年(民国17年)5月15日～17日間開かれた全国教育会議において国恥教材の採用が議決された。⁽¹⁰⁴⁾

1931年(民国20年)9月の満州事変を契機として日本の大陸進出が激しさを加えるにともなって、国恥教材の採用、民族教育の重視の方針は排日教育へと進んでいった。

排日教育は各教科において実施されたが、教科の性質上地理、歴史に顕著であり、三民主義

にも多くとりあげられていた。「壬子学制」と「戊辰学制」の教科書を比較して見ると「戊辰学制」で排日教育に変わったことがはっきりと判る。排日教育の目標はあくまでも日本の帝国主義に反対するということにおかれていた。⁽¹⁰⁵⁾

(7) 軍事教育の重視

国家主義教育思想の第2の目的であった軍事教育は社会状況の変化につれて「戊辰学制」期に力強く推進されていった。

国民政府は1928年(民国17年)5月以降軍事教育に関する法令を次々と公布していったが、満州事変以後より一層の強化策がとられ、舒新城のいう「中国教育の転換期」⁽¹⁰⁶⁾となり、中国教育のすべてが軍事力の結集に向かって推進されたのである。⁽¹⁰⁷⁾

満州事変以後軍事教育の強化にともなって公布された訓令は30以上にのぼっている。⁽¹⁰⁸⁾

1934年(民国23年)11月6日に公布された「高中及其同等学校平時軍事訓練学科及術科進度表」⁽¹⁰⁹⁾についてみると、当時日本で実施されていた教練に比較して程度の低いものであった。

(8) 日華事変・太平洋戦争期

日華事変により日本軍に追われた国民政府は南京から漢口、次いで重慶へと移転した。中国の専門学校以上の学校は日本の占領下に入った沿海の諸省の都市にその大半が集中していたためにその影響は極めて大であった。日本の占領下に入った諸省の学校はほとんどが奥地に移転してしまっただが、中には治外法権地域の外国専管租界内に移転したものもあった。⁽¹¹⁰⁾

戦時中の教育は1938年(民国27年)3月29日公布の「抗戦建国綱領」と翌年3月12日公布の「国民精神総動員綱領」によって戦時に適するように改められていった。

大学・専門学校の奥地への移転は行政院の決定によって行なわれたのであるが、非常な困難をともしない、移転先での施設、用具は十分ではなかった。1939年(民国28年)以降国家の需要により大学生の徴用があいつぎ、1944年(民国33年)に政府が知識青年の従軍を呼び掛けた時に中等学校以上の在學生で志願した者は10万人を越えた。⁽¹¹¹⁾と発表されているので、高等教育機関の在學生はいなくなったのではないだろうか。

奥地への移転にともなう種々の法令を公布していったが、その中には小・中学生を自習させ、試験の上卒業させるという便法も含まれていた。⁽¹¹²⁾

一連の応急処置の法令を公布した後に政府は長期化した戦争に対処するための教育関係法令の制定並びに改訂に着手したのである。その中には奥地に移転または増設された学校の教育環境の整備のために最低規準を定めたもの、体育の授業時数を増加したものなどが含まれてい

た。
⁽¹¹³⁾⁽¹¹⁴⁾

(9) 復 員 期

中国において太平洋戦争終了後の時期を復員期と称するので、本稿もそれに従った。

太平洋戦争が終結してまず問題となったのは奥地に移転した大学の原所在地への復帰、軍務に服した学生の処置、日本占領下に所在した学校の在学学生並びに教員の処置、奥地に移転した学校に入学し学校が原所在地に復帰する際についてゆけない学生の処置であった。

いち早く原所在地に復帰したのは国立交通大学（上海）であり、その他の大学も逐次原所在地に戻っていったが、中には原校舎の破壊、または移転に多額の経費を要する等の理由からそのまま奥地に留るもの、或いは一部を現地に留めたものもあった。

軍務に服した学生については軍務に服した時の学年によって種々の方法を講じ、復員と同時に卒業となった者もいた。⁽¹¹⁵⁾

日本占領地区の学校の教員に対してはその資格を審査し合格者には教員の資格を認めた。在学学生については資格を審査して認定し、卒業生については報告書と論文を提出させて資格を認定し、合格者には卒業の証明書を交付し、不合格者には該当する学校、学年への編入を認めた。

奥地から原所在地に復帰した学校に経済的に恵まれず同行出来ない学生に対しては、旅費を支給するとしていた。

日本留学生に対しては、学業に一段落ついた者と自力で留学を続けられない者には帰国を命じ、帰国した留学生に対してはその資格を審査することにした。⁽¹¹⁶⁾

戦後処理が終り、戦時特令の手直し、戦後の教育の整備に入る段階であったが、内戦の激化によってその余猶はなくなってしまった。

注 (95) 1941年（民国30年）1月に国民党の顧祝同軍が安徽省南部で国民党の命令により、移動中の共産党の新四軍を攻撃して大打撃を与えた事件。

(96) 前掲20書, 162～165頁。

(97) 前掲20書, 189頁。

(98) 前掲20書, 277頁。

(99) 前掲20書, 140頁, 142頁, 146頁。

(100) 前掲20書, 176頁。

(101) 多賀秋五郎著「近代中国教育史資料・民国篇中」（昭和49年）日本学術振興会, 494～495頁。

(102) 前掲(101)書, 573～576頁。

(103) 商務印書館編「中華民國法規大全—第三輯一」（民国25年—1936年）商務印書館, 3744～3748頁。

(104) 前掲20書, 164頁。

(105) 東亜経済調査局編訳, 東亜小冊第二「支那排日教材集」（昭和7年）東亜経済調査局。

(106) 前掲20書, 160頁, 184頁。

(107) 舒新城著「近代中國教育史稿選存」（民国25年—1936年）中華書局, 202頁。

(108) 立法院編「中華民國法規彙編」23年輯, 24年輯, 中華書局

- (109) 前掲(103)書, 4141~4142頁。
- (110) 「教育雑誌」第31巻第1期号(民国30年—1941年—1月10日)商務印書館, 1頁, 7~11頁, 32~34頁。
- (111) 中華民國各界紀念國父百年誕辰籌備委員會學術論著編纂委員會編「國民革命史」(民国54年—1965年)中央文物供應社, 599頁。
- (112) 多賀秋五郎著「近代中国教育史資料・民国篇下」(昭和50年)日本學術振興会, 454頁。
- (113) 前掲(112)書, 550頁。
- (114) 教育部編「教育法令」(民国36年—1947年)92頁。
- (115) 前掲(114)書, 90頁。
- (116) 前掲(114)書, 373~377頁。

8. 中国共産党治下

(1) 中国共産党治下

1922年に設立された中国共産党は1927年7月に第1次国共合作を解消し、紅軍を組織し、9つのソビエト政権をもつにいたった。1931年10月に江西省瑞金に中華ソビエト共和国臨時政府を樹立した。国民党の数次にわたる攻撃により瑞金を捨てて移動を開始し、1935年10月に陝西省北部に新主都を定めた。

日華事変により第2次国共合作が成立し、ソビエト区は辺区となり辺区政府が成立した。日本軍の共産党地区に対する激しい掃蕩作戦にもかかわらず、その支配地域を拡大していった。共産党勢力の発展は蔣介石に非常な不安をあたえた。蔣は反共態度を明らかにし、新四軍事件を起こし、陝北地区を包囲した。

太平洋戦争終結後、旧日本軍の支配地の接收をめぐって国民党と共産党の争いが激化したが米国の調停で停戦が成立した。しかし、1946年以降両者の関係は再び悪化し、米国の調停打ち切りにより1947年以降両者は全面戦争に突入した。初めは国民党軍が優勢であったが1948年秋には形勢が逆となり、共産軍は各地を占領し解放区を樹立し、1949年10月1日に中華人民共和国が成立した。

(2) 中国共産党の思想改造

中国共産党は迷信を捨て、男女平等を打ちたてる、党、国家の指導方針に従う、門閥の打破などを指導方針として打ち出していた。これは古来からの中国人の性格の改造であった。

中国人は国家の保護があてに出来ないために血縁的、地縁的の団結が極めて強く、その団結によって身を守ってきたのである。

毛沢東も思想改造を推進するように述べており、この思想改造は学校教育を通じて中国共産党治下で強く推進されていたのであった。

(3) 中華ソビエト区教育

1930年の小学校の就学率は全国平均で100分の20であり、江西省では100分の7、湖北省では100分の5で、経済的に貧しい省は小学校教育も貧弱であった。

(116)

中国共産党の根拠地の設けられた所はいずれも経済的に恵まれない地域であり、そこでの就学率は全国平均以下であった。

中華ソビエト共和国臨時政府は、1934年1月に教育綱領を定め、教育制度を確立し、学校教育、大衆教育についての原則を確立したが、国民政府の第5次攻撃に抗しきれず、1934年11月に移動を開始したので、その教育政策を完全に実施するにはいたらなかった。学制は5年で前期3年、後期2年であったが、一部には4・2制のところもあった。小学校は必ずしも全日制ではなく、半日学校もあり、二部授業の学校も多かった。小学校の教科課程については定めていたが、中学校については何も定めていなかった。

(4) 辺区・解放区教育

辺区教育政策は始めは旧ソビエト区の政策がうけつがれたが、多くのインテリゲンチアが辺区に入ったために1939年後半から1942年にかけて一時偏向して後退してしまった。

小学校は普通4年制で、6年制の完全小学校は数校に過ぎなかった。小・中学校の学制や教科内容は1943年以前は辺区政府の学校法の規定に従っていたが、1943年の整風運動により地域の現実と結合した教育に改められていった。

国共内戦の激化から中国各地は戦場となり、一時は教育どころではなかったが、共産軍が頽勢を挽回して東北を解放してから教育に手を付けたのである。

1947年8月に解放区教育に対する会議が初めてもたれ、以後数次の会議がもたれ、1949年6月に華北人民政府は華北解放区の小学校教育の規定を定めた。それによると小学校の学制は4・2制とし、貧困な子弟を入学させるために、二部制、半日制、巡回小学校、季節小学校の制度の辨法を講じても良いとしていた。教員採用の最低の規準も1949年6月に定めた。

(5) 教育の効果

中国共産党の思想改造は一応の成果をあげ、党・国家の指導方法に従うという方針はほぼ達成された。また、全国平均の就学率も高まり、学校数も増加し、施設も整備されていった。

注 (116) 前掲書, 71~72頁。

9. む す び

本研究は中国に学校教育令公布の動きの現われた19世紀末より、学校教育令が公布され、その教育令が社会・経済状況の転回によって、どのように改訂されていったか、また、その改訂にはどのような理由が存在していたかについて20世紀前半の約50年間について可能な限り実証的に研究したものであり、中国教育史研究者が今までに触れえなかったこと、或いは僅かしか触れえなかった学制改訂の原因について追及している。とくに、中国人研究者が執筆時の政治状況から記述出来ずに終った事項、或いは、法令は公布されはしたが、実際にその法令は実施されていたであろうかという建前と現実の相違について述べたものである。

20世紀前半の中国教育界に大きな影響を与えていた教会学校（ミッションスクール）については平塚益徳の詳細な研究が公刊されているので、本研究においては教会学校に関しては論述を進める上の必要最小限にとどめた。

中国に新式学校設立の動きの現われたのは1840年（道光20年）に始まった阿片戦争に敗れて開国し、その後相次いで起こった西欧諸国との戦いにも敗れたために西欧文明を取り入れて中国を近代化しなくてはならないとして、1862年（同治元年）到北京に外国語教育の機関として同文館を設立して以後である。

新式学校設立の動きが現われはしたが、中国には科挙受験のための旧教育体系が存在しており、高級官僚のほとんどが科挙出身であったために、科挙受験につながる旧教育体系の改革は容易ではなかった。そのため新式教育推進論者は旧教育体系からみれば傍系の書院の改革に乗り出し、書院側もそれを受け入れたのである。

1898年（光緒24年）6月の戊戌の変法により新教育体系は緒につくかにみえたが、9月21日の戊戌の政変により旧に復してしまった。

1900年（光緒26年）に始まった北清事変の結果進歩派が抬頭し、新教育体制の樹立へと進み、各地に新式学校設立を命ずる上諭があり、次いで1902年（光緒28年7月）8月15日に中国最初の新学制の「欽定学堂章程」が公布された。この「欽定学堂章程」もほとんど実施されないうちに政界の実力者の交代から1904年（光緒29年11月）1月15日に「奏定学堂章程」が公布された。

「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」ともに女子教育については何も規定しておらず、社会一般にも女子教育無用論が強かったが、立憲と不平等条約撤廃運動の必要上から1907年（光緒33年）3月8日に「女子学堂章程」を公布した。

「奏定学堂章程」期の就学率は低く、施設も不備であり、適格教員も不足していた。女子教育においてはそれが甚だしかった。

1911年（宣統3年）10月10日の辛亥革命により中華民国は成立し、1912年（民国元年）1月9日に「壬子学制」が公布されたが、政治の主導権争いから政情は安定せず二転、三転しており、政権の変るたびに学制に改訂が加えられていた。

大戦の影響により軍国民教育思想が高まり教育に影響を与えたが、大戦の終結により下火となった。1919年（民国8年）にパリ平和会議を不服とする五・四運動が起り排日が盛り上っていった。この排日運動は日本式の「壬子学制」の廃止へとつながっていった。また、五・四運動の結果男女共学が実施にうつされた。

「壬子学制」を改訂する動きが現われた時に排日の高揚から日本の学制を採用することは不可能であったので、当時の教育界でかなりの勢力となっていた米留学者の意見をいれて、米国式の6・3・3制の「壬戌学制」を1922年（民国11年）11月1日に公布した。

米留學生の増加は1907年（光緒33年）7月に米国が北清事変の賠償金の一部を中国に返還し米留學の基金としたためである。19世紀末の列強の中国進出に国内事情から出遅れた米国は中国の教育界を押え、将来中国を親米国家にするという方策をたて積極的に中国教育界に進出を策して資金援助、教員の派遣を行なったのである。

「壬戌学制」期は軍閥の抗争、国民党の北伐の開始などで「壬子学制」期以上に政局は混乱し、その上教育費が支出されず、1925年（民国14年）には教育費の不支出が1年に及んだ省があり、教育界は混沌としていた。戦場となった地域の学校は閉鎖されていたが、戦場以外のところでも治安の悪化から閉鎖されている学校が多かった。

1925年（民国14年）頃から收回教育権運動が盛んとなり、外国人経営の中国人教育機関に対する教育権回収運動が盛り上っていった。

1928年（民国17年）に北伐を完成し、中国をほぼ統一した国民政府は1928年5月28日に「戊辰学制」を公布し、1929年から各学校法を公布して学校体系を確立し、また、課程標準を公布した。

国民政府は1927年～29年（民国16年～18年）に教育部に代るものとして大学院制度と1～2の省で大学区制を採用した。しかし、大学院制度は官僚の反対から1年余りで、大学区制は官僚、学生の反対から2年で廃止されてしまった。

「戊辰学制」期には、收回教育権も完成し、日本の大陸進出の積極化につれて排日教育がとりあげられ、軍事教育が重視された。

日華事変から太平洋戦争にかけては戦時に適応する教育令が公布され、戦争終結後は出陣学徒、日本占領地域の教員、学生の処遇に関する法令を公布している。

1927年7月に第1次国共合作を解消した中国共産党は軍隊を組織し、各地にソビエト政権をもつにいたり、1931年10月に江西省瑞金に中華ソビエト共和国臨時政府を樹立した。国民党の

数次にわたる攻撃により瑞金を捨てて移動を開始し、1935年10月に陝西省北部に新主都を定めた。

日華事変により第2次国共合作が成立しソビエト区は辺区となり辺区政府が成立した。太平洋戦争終結後、旧日本軍の支配地の接收をめぐって国民党と共産党の争いが激化して国共内戦となり、勝利を収めた共産党は1949年10月1日中華人民共和国を成立させた。

中国共産党の支配した地域の就学率は低いものであった。共産党は教育に力を注ぎ、中華ソビエト共和国臨時政府は教育制度を確立したが、国民党の包囲下であり、移動を開始するので十分な教育を実施出来なかった。また、教員も不足し、施設、用具も十分ではなかった。

辺区政府は始めは教育制度を定めて実施して来たが、1943年以後は地域の現実と結合した教育に改められた。辺区の教育も施設、用具には恵まれなかった。

国共の争いは戦争となり全面戦争に発展していった。この時期においては中国共産党は教育を顧みる余裕はなかった。

〔附 記〕 稿を終るに当り、本研究に際し文学部村井実教授、法学部石川忠雄教授、中山一義名誉教授に御懇切なる御指導、御教示を賜った。ここに特記してあつく御礼申し上げる。